

「調査資料の事前分析による効率的な償却資産 実地調査」

横浜市財政局主税部固定資産税課
償却資産担当専任職 下田 俊介
事務職員 宮田 拓弥

1 横浜市の償却資産課税とその環境

償却資産所有者総数85,909件対し企画部門係長以下4人、課税部門課長以下44人で対応している。

2 調査を控えてしまう理由と解決策

専門的な知識を持った税理士や企業担当者に対する不安、帳簿のどこ見たらいいのかわからない不安等の誰にでもある調査を控えてしまう不安に対し、①資本金1億円以上の大企業に係る償却資産（大企業調査）、②延床面積1,000m²以上の新增築事業用家屋に係る償却資産（大規模家屋調査）の2つについて、調査資料を事前に入手して、どこを重点的に調査する必要があるかなど、あらかじめ内容を精査することで、不安の解消を図ることとした。

3 大企業調査の流れ

(1) 調査する企業の選定

資本金1億円以上、資産件数1,000件以上、取得価額の合計が30億円以上、評価額の合計が10億円以上、多数の区に資産がある、自己所有で全体の評価額に対して一種の評価額の割合が10%等低いものを調査対象に選定した。

(2) 選定した企業への調査依頼

根拠法令、調査予定日、調査場所を示し、事前提出書類として、①法人税確定申告書（控）、②決算書等の添付資料、③固定資産台帳の提出をお願いした。

(3) 事前に提出された資料等の調査

○提出された資料の確認（資料が調査対象企業のものか、貸借対照表と固定資産台帳に差異はないか、申告書は最新か、家屋の課税内容の確認）

○確定申告書及び別表等の内容確認（減価償却超過額、減損会計、圧縮記帳、増加償却・特別償却、一括償却の有無 建設仮勘定の確認、棚卸資産などを確認）

○固定資産台帳の申告内容確認

- ・償却資産かどうか名称から判断できず現物確認が必要なもの
 - ・償却資産の対象で申告もれのもの
 - ・償却資産の対象で申告済のもの
 - ・償却資産の対象外
- の4項目に分類する。

(4) 現地調査等

確定申告書の疑義等の確認、貸借対照表・損益計算書の確認、固定資産課税台帳で名称が判断できない資産の現物確認等を行う。

(5) 調査結果報告

申告漏れや誤申告資産を指摘し、適正な申告を指導する。

(6) 大企業調査のまとめ

企業に事前に資料を提出してもらい疑義のある資産を抽出することで、円滑な調査を行うことができ、年間で調査する義務者数を増やすことができる。

4 大規模家屋調査の流れ

(1) 調査対象事業所の選定

1,000m²以上の新增築された事業用家屋（県の不動産取得税担当と合同調査の対象とされるもの）

(2) 調査資料等の受領及び内容精査

見積書や図面等を予め複写し、

- ・家屋として評価されるもの
- ・償却資産として申告してもらいもの
- ・現物確認が必要なもの

に区分し、チェックしておく。

(3) 現地調査

要現物確認となったものをリストアップし、県及び区の担当者とともに現地調査を行う。その際、事業者からの説明及び設置状況等を家屋担当者と一緒に確認を行い、家屋又は償却資産の区分けを行う。

(4) お知らせ文の作成

調査結果から、償却資産となりうるものをリストアップした文書を対象事業所へ送付する。（申告の判断は事業所に任せる。）

(5) 大規模家屋のまとめ

家屋と償却資産の区分を誤ると、多額の還付・追徴が発生し、納税者の信用も失う。

事前に気になる点をチェックし、自分の目で確かめ、家屋担当の意見を聞きながら判断することが適正な課税へとつながる。